

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答 申 第 87 号)

令和6年2月6日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

答 申

第1 審査会の結論

大津市長（以下「実施機関」という。）が請求のあった保有個人情報の存否を明らかにしないで保有個人情報開示請求を拒否した決定は、これを取り消し、その存否を明らかにした上で、改めて開示、不開示等の決定を行うべきである。

第2 審査請求の経過

1 保有個人情報開示請求

令和5年1月17日、審査請求人は児童本人の法定代理人として、大津市個人情報保護条例（令和4年条例第43号による廃止前のもの。以下「条例」という。）第17条第1項の規定に基づき、実施機関に対して次の保有個人情報の開示を求める保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までの児童本人についての相談記録のすべて（子ども家庭相談室）」

2 実施機関の決定

令和5年1月30日、実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）が存在するか否かを答えること自体が、条例第18条第1号及び第2号により不開示とすべき情報を開示することとなることを理由に、条例第21条の規定に基づき、その存否を明らかにせず保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

令和5年2月2日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、全部の開示を求めるものである。

第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 子の相談記録について、親権者である審査請求人に、その存否を答えることができないことに対して不服を申し立てる。
- 2 私は子と親子喧嘩はしたが、子に対して暴力はしていない。
- 3 私は今まで一度も保育園や小学校でトラブルはなく、むしろ〇〇の方が迷惑行為や子を叩くなどの暴力行為がみられていたため、現在の子の様子がとても心配である。私自身も〇〇から時々暴力を受けていたこともあり、小学校への訪問を避けていた。
- 4 当時、私は世帯主で、かつ〇〇と子を扶養している立場で、保育園、学童及び小学校においても私が主で介入していたにもかかわらず、小学校は一方的に〇〇と子の言動を聞き、虐待があ

った証拠もない中で、他校に転出させていることがとても遺憾である。

- 5 たった1日の家庭でのトラブルにより子を勝手に転出させたことが大きく子の負担となっている。また、現在も家事事件が続き、私は子と会うことが出来ていない。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

1 子ども家庭相談室における相談の特性と情報の取扱いについて

子ども家庭相談室は、児童虐待等を含む子どもや家庭に関わる相談やこれら事案への対応を主たる業務としている。

同室の保有する相談記録は、相談者から聞き取った対象者に関する情報を記録するものであると同時に、相談者自身の相談経過、発言、問題意識、認識等を記録したものである。

特に、子どもに関する相談においては、相談の対象者は子どもであっても、相談者は、子ども本人ではないことが往々にしてあり、この場合における子どもに関する相談記録とは、すなわち、子ども以外の第三者からの相談記録に他ならないものである。

家庭内における各種の問題に対応するという業務の特性上、同室の保有する相談記録は、その存在自体が、特定の家庭において問題や児童虐待等に該当しうる事象が発生していることを認識し、行政に相談している人物の存在を示すものである。

相談者以外の者が相談記録の存在から相談の事実を知れば、相談者及び相談内容を特定されるおそれがあり、相談者は安心して相談することができないばかりか、相談を躊躇することで、子どもや家庭に対して適時に必要な支援を行うこともできなくなってしまう。

そのため、同室では、相談の有無自体が相談者を特定できる個人情報として保護されるべきであると考えており、相談者本人以外からの問い合わせに対しては、相談があったか否かに関わらず、その有無自体を回答していない。これは、相談の有無により、異なる回答をすることで、結果的に相談の有無が判別できてしまうことを避けるためである。

2 本件保有個人情報開示請求について

本件は、児童本人の親権者である審査請求人が、当該児童本人に関する相談記録の全ての開示を求めるものであり、開示請求を行う者と開示請求の対象となる本人とが異なる。

3 個人情報の存否を答えず開示請求を拒否した理由について

上述のことから、本件開示請求に係る情報の存否を回答することで、当該児童本人以外の個人による相談の有無及びその内容を回答するに等しい結果となる。

これらの情報は、条例第18条第2号に規定する「開示請求者以外の個人に関する情報」に該当し、また、法定代理人による請求においては、条例第18条第1号に規定する当該児童本人の生命、健康又は生活を害するおそれがある情報にも該当することから、「当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」（条例第21条）に該当するため、存否を示さずに開示請求を拒否したものである。

第6 当審査会の判断理由

1 本件開示請求について

実施機関は、本件開示請求に対して本件保有個人情報の存否を答えることにより、条例第18条第1号及び第2号に掲げる不開示情報を開示することになるとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定を行った。

これに対して、審査請求人は、親権者である審査請求人に児童本人の相談記録の存否を答えることができないことを不服として、本件保有個人情報の開示を求めていることから、本件処分の妥当性について検討する。

2 保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することについて

条例第21条は「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

これは、開示請求に対しては、当該開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにした上で開示決定等をすべきところ、その例外として保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができる場合について定めたものである。

3 本件処分の適否について

(1) 子ども家庭相談室（家庭児童相談室）の業務について

本件処分当時、大津市における家庭児童相談室は、福祉部子ども未来局子ども家庭課子ども家庭相談室に設置され、厚生事務次官通知「家庭児童相談室の設置運営について」（昭和39年4月22日厚生省発児第92号）に規定する児童相談等に応じ、必要な支援及び対応を主たる業務としている。

同室が保有する相談記録は、相談者から聞き取った対象者に関する情報を記録するものであると同時に、相談者自身の相談経過、発言、問題意識、認識等を記録したものであるとのことである。

(2) 条例第18条第1号本文及び第21条該当性について

条例第18条第1号本文は「開示請求者（第16条第2項又は第3項の規定により代理人が本人に代わって開示請求する場合にあっては、当該本人をいう。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」を不開示情報として規定している。

なお、本号該当性の判断においては、法定代理人の開示請求権はあくまでも本人の利益を実現することを目的として設けられていることを考慮すべきであり、とりわけ親権に基づく法定代理人による開示請求における本件個人情報の開示・不開示の判断に当たっては、児童本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれについて、あくまでも当該児童本人の利益を最大限に尊重して慎重に解することが相当である。

上記（1）記載の相談記録の性質からすれば、これを親権者であっても児童本人以外の者に開示することにより、児童に対する適切な支援及び対応が困難となることが認められる。よって、本件保有個人情報は、開示請求者である児童本人の生命、健康又は生活を害するおそれがあることから、条例第18条第1号本文に規定する不開示情報に該当する。

また、実施機関の説明を敷衍すれば、相談記録の存否を回答することにより、特定の家庭において問題や児童虐待等に該当しうる事象が発生し、これに行政が対応を開始していることが明らかとなる。そうであれば、児童本人に関する相談記録の存否を回答することにより、児

童本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれが生じるものと認められるのであって、条例第18条第1号本文に規定する不開示情報を開示するのと同じ結果を生じさせるものと認められる。このことからすれば、本来であれば、本件保有個人情報の存否を回答しないとする本件処分は適法であったと考えられる。

しかしながら、当審査会が事実確認を行ったところ、本件では、保有個人情報の存否について審査請求人が知り得る状況にあったと考えられる事情があった。

したがって、上記2に記載のとおり条例第21条に基づく存否応答拒否が例外的な定めであることに鑑み、上記本件の事情のもとにおいては、条例第21条に基づく存否応答拒否をするに足りる事由、すなわち本件個人情報の存否を答えることにより不開示情報を開示するのと同じ結果を生じさせることになる事由はないものとする。

(3) 条例第18条第2号本文及び第21条該当性について

条例第18条第2号本文は「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

本件保有個人情報は、児童本人以外の第三者からの相談の事実そのものを示し、また、上記(1)の相談記録の性質からすれば、その相談者は相当程度に限定されることが考えられることから、具体的な事実関係と照合することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することが可能であると言える。よって、本件保有個人情報は、条例第18条第2号本文に規定する本人以外特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に該当すると認められる。

本来であれば、本件保有個人情報の存否を答えることにより、同号本文に規定する不開示情報を開示するのと同じ結果を生じさせることになる。

しかしながら、当審査会の事実確認の中で、審査請求人は本件保有個人情報の存否について知り得る状況であったと考えられる事情があった。

上記本件の事情をふまえると、本件保有個人情報が存在していることは審査請求人において既に了知していることであるから、本件個人情報が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することになるとは言えない。したがって、上記2に記載のとおり条例第21条に基づく存否応答拒否が例外的な定めであることに鑑み、上記本件の事情のもとにおいては、条例第21条に基づく存否応答拒否をするに足りる事由、すなわち本件個人情報の存否を答えることにより不開示情報を開示するのと同じ結果を生じさせることになる事由はないものとする。

4 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和5年 3月 6日	諮問書の受理
令和5年 6月 8日	審議
令和5年 7月13日	審査請求人の意見陳述 実施機関の事情聴取 審議
令和5年 8月21日	審議
令和5年 9月19日	審議
令和5年10月20日	審議
令和5年11月10日	審議
令和5年12月15日	審議
令和6年 1月19日	審議
令和6年 2月 6日	答申